

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第11号中「軽自動車税」を「普通徴収の方法により徴収する個人の市民税若しくは府民税，固定資産税，軽自動車税又は都市計画税」に改め，同条第5項中「かかわらず」の右に「，普通徴収の方法により徴収する個人の市民税若しくは府民税，固定資産税」を，「軽自動車税」の右に「，都市計画税」を加える。

別表第2 1第43号を次のように改める。

(43) 都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長

別表第4中「第2号 削除」を「第2号 京都工学院高等学校事務長」に，「第58号 都市計画局屋外広告物適正化推進室広告物企画課長」を「第58号 都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長」に改める。

附 則

この規則は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定及び別表第4中「第58号 都市計画局屋外広告物適正化推進室広告物企画課長」を「第58号 都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長」に改める改正規定 この規則の公布の日
- (2) 第43条の2の改正規定 平成27年10月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成27年12月1日

(会計室)